

奈良市公報

第81号

令和4年10月3日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告示

月	日	番号	件名	主管
9	1	462	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
9	1	463	令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
9	2	464	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9	2	465	指定管理者の公募	産業政策課
9	2	466	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
9	2	467	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
9	2	468	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
9	2	469	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
9	2	470	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
9	2	471	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
9	5	472	大和都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧	都市計画課
9	5	473	住民票の職権消除	市民課
9	6	474	令和4年度市・県民税納税通知書の公示送達	市民税課
9	6	475	放置自転車等の保管	環境政策課
9	6	476	放置自転車等の処分	環境政策課
9	6	477	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
9	6	478	住居番号の設定	市民課
9	7	479	督促状の公示送達	納税課
9	7	480	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9	7	481	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9	7	482	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9	7	483	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9	8	484	放置自転車等の保管	環境政策課

9	8	485	令和3年奈良市告示第233号(新型コロナウイルス感染症予防接種の実施)の一部改正	新型コロナウイルスワクチン接種推進課
9	8	486	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
9	8	487	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
9	9	488	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
9	9	489	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
9	9	490	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
9	9	491	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9	9	492	道路の位置指定	建築指導課
9	12	493	大和都市計画道路の変更案の公衆縦覧	JR 新駅周辺整備推進課
9	13	494	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9	15	495	住民票の職権消除	市民課
9	15	496	住民票の職権消除	市民課
9	15	497	インフルエンザ予防接種の実施	健康増進課
9	15	498	令和4年奈良市告示第218号(予防接種の実施)の一部改正	健康増進課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
9	1	37	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
9	1	38	収納事務の受託者が提携を開始した事業者等	経営企画課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
9	1	29	選挙権を有する者の50分の1の数等	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
9	7	11	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市告示第462号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項及び第7項の規定により、令和4年9月8日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和4年9月1日

奈良市長 仲川元庸
(令和4年9月1日揭示済)

奈良市告示第463号

令和4年奈良市告示第218号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

令和4年9月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

須基 浩昌	須基内科医院	南京終町一丁目 109-1	○	○	○	○				○	○	○	○	○		
-------	--------	------------------	---	---	---	---	--	--	--	---	---	---	---	---	--	--

を

須基 浩昌	須基内科医院	南京終町一丁目 109-1	○	○	○	○				○	○		○	○		
-------	--------	------------------	---	---	---	---	--	--	--	---	---	--	---	---	--	--

に、

高濱 靖	高浜医院	千代ヶ丘二丁目 1-31		○		○	○			○	○	○	○			
高山 辰男	高山クリニック	柏木町190-5										○				

を

高濱 靖	高浜医院	千代ヶ丘二丁目 1-31		○		○	○			○	○	○	○			
------	------	-----------------	--	---	--	---	---	--	--	---	---	---	---	--	--	--

に改める。

(令和4年9月1日揭示済)

奈良市告示第464号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年9月2日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年6月9日 奈良市指令整開 第21A-1号

令和4年6月20日 奈良市指令整開 第21A-1-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年9月2日 第1820号

公共施設 令和4年9月2日 第907号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市菅原町391番1、392番1の一部、392番17、396番1の一部、397番1の一部、400番1の一部、403番1、403番3、403番4、403番5、403番6、403番7、403番8、403番9、403番10、403番11、403番12、403番13、403番14、403番15、403番16、403番17、403番18、403番19、403番20、403番21、403番22、403番23、403番24、403番25、403番26、403番27、403番28、403番29、403番30及び403番31

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県橿原市十市町453番5号明日香ビル5階
株式会社明日香不動産販売 代表取締役 泉 耕司

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市菅原町391番1、392番1の一部、392番17、396番1の一部、397番1の一部、400番1の一部及び403番1

調整池：奈良市菅原町403番31

公園：奈良市菅原町403番30

下水道：奈良市菅原町392番1の一部、400番1の一部及び403番1

(令和4年9月2日揭示済)

奈良市告示第465号

なら工芸館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

令和4年9月2日

奈良市長 仲川 元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市阿字万字町1番地の1
なら工芸館

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 事業の実施に関すること

ア 奈良工芸品並びにその制作道具及び材料の収集及び展示に関すること。

イ 奈良工芸に関する情報の発信に関すること。

ウ 奈良工芸の研究、創造及び制作技術の伝承に関すること。

エ 工芸展の開催に関すること。

オ 工芸の制作実演及び体験教室の開催に関すること。

カ その他館の設置目的を達成するために必要な事業

(2) 施設の使用申請等に関すること。

(3) 館の施設及び付帯設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

令和5年4月1日を始期日とし、5年間から10年間までの期間内で応募する申請者が提案した期間

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部産業政策課

(2) 申請期間

令和4年9月2日から令和4年10月11日まで

(3) 提出書類

ア なら工芸館指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ なら工芸館指定管理者事業計画書（様式第2号）

ウ なら工芸館指定管理者収支予算書（様式第3号）

エ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

オ 団体の直近3期分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿（様式第4号）

キ 団体が令和3年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 団体の代表者が令和3年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ケ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書(様式第7号)

5 その他

その他の詳細は、なら工芸館指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部産業政策課
電話 0742-34-4741

(令和4年9月2日揭示済)

奈良市告示第466号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和4年9月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年9月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190191	訪問介護	株式会社ベストライフ西日本	大阪府堺市北区金岡町3034番地21	ベストライフ奈良訪問介護事業所	奈良県奈良市大森町97-1
2970190175	訪問介護	株式会社ケア21	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号	ケア21奈良新大宮	奈良県奈良市大宮町六丁目2番地14 艸香駅前ビル2階201号室
2970190183	訪問介護	合同会社necco	奈良県奈良市青山二丁目1番地の32	ケアサポート貴都	奈良県奈良市青山四丁目3番地の2

(令和4年9月2日揭示済)

奈良市告示第467号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和4年9月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年9月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190167	居宅介護支援	あみまゆ合同会社	京都府木津川市城山台十丁目26番地20	ケアプランセンターここさ	奈良県奈良市三条栄町4-7ルミエール三条203
2970190209	居宅介護支援	株式会社ベストライフ西日本	大阪府堺市北区金岡町3034番地21	ベストライフ奈良居宅介護支援事業所	奈良県奈良市大森町97-1

(令和4年9月2日揭示済)

奈良市告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和4年9月2日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和4年6月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2920100084	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良市杣ノ川50-1	サンフワーホーム	630-8424	奈良市古市町1238-4	共同生活援助

2 廃止年月日 令和4年6月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102512	株式会社らくだ福祉会	630-8134	奈良市大安寺一丁目2番17号ロイヤルコートHALL102号室	株式会社らくだ福祉会	630-8134	奈良市大安寺一丁目2番17号ロイヤルコートHALL102号室	居宅介護、重度訪問介護、同行援助

3 廃止年月日 令和4年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101746	ていくあい有限会社	631-0065	奈良市鳥見町二丁目19-2	かぐや姫	631-0065	奈良市鳥見町二丁目19-2	行動援助

4 廃止年月日 令和4年7月29日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2920100167	株式会社介護・障がい支援センター ころ	631-0006	奈良市三松ヶ丘3-27	ケアホームころ	631-0065	奈良市鳥見町三丁目15番地の5	共同生活援助

(令和4年9月2日掲示済)

奈良市告示第469号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年9月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和4年6月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102488	社会福祉法人わたぼうしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25-4	有縁のすみか	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25-15	短期入所	令和10年5月31日

2 指定更新年月日 令和4年8月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100425	有限会社友舞	631-0801	奈良県奈良市左京三丁目18番地の20	有限会社友舞	631-0801	奈良市左京四丁目3番地の5	同行援護、行動援護	令和10年7月31日
2910101100	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市杣ノ川町50-1	デリカテッセンイーハトーヴ	631-0064	奈良県奈良市帝塚山南四丁目11-14	就労継続支援B型	令和10年7月31日
2910101266	社会福祉法人寧楽ゆいの会	631-0823	奈良県奈良市西大寺国見町三丁目5-5	寧楽ゆいの会 ぽすと	630-8357	奈良県奈良市杉ヶ町20-2 更谷アパート1階西号室	就労継続支援B型	令和10年7月31日
2910102520	社会福祉法人ぶろぼの	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5-39 第3やまと建設ビル201号	アースカラーズぶろぼの新大宮	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5-41 ぶろぼの福祉ビル3階	自立訓練(生活訓練)	令和10年7月31日

(令和4年9月2日揭示済)

奈良市告示第470号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定(更新)したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和4年9月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和4年8月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950161444	社会福祉法人ぶろぼの	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5-39 第3やまと建設ビル201号	ぶろぼのスクラ新大宮	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5-41 ぶろぼの福祉ビル3階	放課後等デイサービス	令和10年7月31日

(令和4年9月2日揭示済)

奈良市告示第471号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年9月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年8月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103742	合同会社 イズプロジェクト	619-0216	京都府 木津川 市州見 台四丁 目19 番地2	福祉事業 所ラベン ダー	631-0804	奈良県奈 良市神功 四丁目1 番地8ル ープ神功 302号室	居宅介 護、重度 訪問介護	令和10年 7月31日
2910103759	アリーノ 株式会社	631-0041	奈良県 奈良市 学園大 和町一 丁目 108番 地	アリーノ	630-8141	奈良県奈 良市南京 終町一丁 目168-1 京奈ハイ ツ1階	就労継続 支援B型	令和10年 7月31日
2910103767	合同会社 ふくまろ	630-8441	奈良市 神殿町 578番 地の8	ふくまろ3	630-8303	奈良市南 紀寺町五 丁目86- 11	短期入所	令和10年 7月31日
2920100597	合同会社 ふくまろ	630-8441	奈良市 神殿町 578番 地の8	ふくまろ3	630-8303	奈良市南 紀寺町五 丁目86- 11	共同生活 援助	令和10年 7月31日

(令和4年9月2日掲示済)

奈良市告示第472号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和4年9月5日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市あやめ池南六丁目、押熊町、杏町、恋の窪一丁目、西大寺小坊町、四条大路二丁目、七条一丁目、東九条町、百楽園一丁目、藤ノ木台一丁目、藤ノ木台二丁目、法華寺町、南紀寺町一丁目、南京終町、南京終町六丁目、六条一丁目及び六条二丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

4 縦覧期間

令和4年9月5日から令和4年9月20日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、都市整備部都市計画課に令和4年9月20日までに必着するように提出しなければならない。

(令和4年9月5日揭示済)

奈良市告示第473号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和4年9月5日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人 省略

(令和4年9月5日揭示済)

奈良市告示第474号

令和4年度市民税・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

令和4年9月6日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

令和4年度市民税・県民税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

別紙に記載

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

(令和4年9月6日揭示済)

奈良市告示第475号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年9月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和4年8月31日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000円
 原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年9月6日揭示済）

奈良市告示第476号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和4年9月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 3 処分年月日
令和4年9月6日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
令和4年1月5日、同月7日、同月13日、同月21日、同月24日及び同月27日

（令和4年9月6日揭示済）

奈良市告示第477号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和4年9月6日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
令和4年 8月5日	太居 洋平	医療法人新生会総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地 の3	循環器内科（心 臓機能障害）

令和4年 8月5日	名方 剛	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102-1	内科(心臓機能 障害)
--------------	------	------------------	-------------	----------------

(令和4年9月6日揭示済)

奈良市告示第478号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年9月6日

奈良市長 仲川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示		
三条桧町1番30号	西大寺竜王町一丁目5番36号	平松四丁目18番7号
秋篠三和町二丁目7番2号	四条大路三丁目3番13-2号	西大寺新町一丁目7番15号
藤ノ木台二丁目17番4号	帝塚山一丁目32番10号	五条一丁目17番8号
西大寺本町1番10-2号	大森西町23番13号	
四条大路三丁目3番8-1号	三条桧町30番7号	
西登美ヶ丘一丁目9番22号	三条桧町30番6号	
西登美ヶ丘八丁目1番8号	青野町一丁目6番22号	
学園南三丁目3番12-2号	三松二丁目6番10-1号	
宝来三丁目7番39号	七条西町一丁目36番19号	
二条町一丁目3番42号	三条桧町1番29号	
大森西町23番12号	五条一丁目8番12号	
西登美ヶ丘一丁目14番8号	登美ヶ丘四丁目3番14号	
西登美ヶ丘六丁目13番27号	富雄北三丁目1番48号	
西登美ヶ丘七丁目11番1号	大安寺七丁目28番20号	
東紀寺町三丁目5番19号	三松ヶ丘10番11号	
帝塚山南三丁目11番14号	芝辻町三丁目6番29-5号	
あやめ池北三丁目8番21号	六条一丁目31番31号	
学園南二丁目8番9号	六条緑町二丁目14番13号	
秋篠早月町2番26-7号	西大寺野神町二丁目6番16号	

(令和4年9月6日揭示済)

奈良市告示第479号

令和4年度固定資産税・都市計画税第1期分、第2期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年9月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
令和4年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和4年6月20日	令和4年5月31日
令和4年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和4年8月19日	令和4年8月1日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和4年9月18日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和4年9月7日掲示済)

奈良市告示第480号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年9月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年5月30日 奈良市指令整開 第22A-5号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年9月7日 第1821号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市山陵町391番23

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市押熊町526番1コーポヴェルディ101

西堀 大樹

(令和4年9月7日掲示済)

奈良市告示第481号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、柚ノ川町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	奈良市柚ノ川町368番地	奈良市柚ノ川町658番地
代表者の氏名及び住所	茶谷 隆行 奈良市柚ノ川町368番地	大東 実 奈良市柚ノ川町658番地

2 変更の年月日

令和4年4月1日

(令和4年9月7日掲示済)

奈良市告示第482号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、北之庄町第二自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次の通り告示する。

令和4年9月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	茅田 塘 奈良市北之庄町53番地の2 若草マンション416号	小林 晃男 奈良市北之庄町53番地の2 若草マンション207号

2 変更の年月日

令和4年5月29日

(令和4年9月7日掲示済)

奈良市告示第483号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月7日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	奈良市須川町2556番地	奈良市須川町1880番地
代表者の氏名及び住所	宮狭 淳泰 奈良市須川町2556番地	有埜 和彦 奈良市須川町1880番地

2 変更の年月日

令和4年4月1日

(令和4年9月7日揭示済)

奈良市告示第484号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年9月8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年9月6日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和4年9月8日揭示済)

奈良市告示第485号

令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部を次のように改正し、令和4年9月6日から適用する。

令和4年9月8日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注 (予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第7条第1項第1号に規定する方法)	初回接種(予防接種実施規則附則第7条第1項の初回接種をいう。以下同じ。)	12歳以上の者	令和3年4月12日から令和4年9月30日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		第一期追加接種(予防接種実施規則附則第8条第1項の第一期追加接種をいう。以下同じ。)		令和3年12月1日から令和4年9月30日まで	
		第二期追加接種(予防接種実施規則附則第9条第1項の第二期追加接種をいう。以下同じ。)		令和4年5月25日から同年9月30日まで	
	コミナティ筋注 5～11歳用(予防接種実施規則附則第7条第1項第4号に規定する方法)	初回接種	1回目の接種時において、5歳以上12歳未満の者	令和4年2月21日から同年9月30日まで	
		第一期追加接種	5歳以上12歳未満の者	令和4年9月6日から同年9月30日まで	
	スパイクバックス筋注(旧販売名:COVID-19ワクチンモデルナ筋注)(予防接種実施規則附則第7条第1項第2号に規定する方法)	初回接種	12歳以上の者	令和3年6月14日から令和4年9月30日まで	
		第一期追加接種	18歳以上の者	令和3年12月17日から令和4年9月30日まで	
		第二期追加接種	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	令和4年5月25日から同年9月30日まで	

			歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	30日まで	
	ヌバキソビッド筋注(予防接種実施規則1項第5号に規定する方法)	初回接種	12歳以上の者	令和4年5月25日から同年9月30日まで	
		第一期追加接種	18歳以上の者		

(令和4年9月8日掲示済)

奈良市告示第486号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月8日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ならプラス薬局	奈良県奈良市東九条町718-9	令和4年 6月30日

(令和4年9月8日掲示済)

奈良市告示第487号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月8日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奈良甲状腺クリニック	奈良県奈良市西大寺南町5-26T・Kビル西大寺SOUTH4階	令和4年 9月1日

(令和4年9月8日掲示済)

奈良市告示第488号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月9日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーション ビブレ奈良	奈良県奈良市肘塚町 291-9 奈良市肘塚町テラスハウス	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和4年 7月1日
株式会社 Be Brave	大阪府大阪市旭区清水二丁目 21番4号		
訪問看護ステーション あい	奈良県奈良市杉ヶ町 32番地4号402	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和4年 7月1日
株式会社ピュア	奈良県奈良市杉ヶ町 32番地4号402		
リールケアプランセンター学園前	奈良県奈良市学園朝日町4-4	居宅介護支援事業 (介護計画作成)	令和4年 7月1日
株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町五丁目 3-14 不動産ビル4階406		

(令和4年9月9日揭示済)

奈良市告示第489号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月9日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
合同会社 Cocoa	奈良県奈良市五条三丁目 21番13号レスポワール I 102号室	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	令和4年 8月1日
合同会社 Cocoa	奈良県奈良市五条三丁目 21番13号レスポワール I 102号室		
ツクイ奈良訪問看護ステーション	奈良県奈良市大宮町四丁目 295-10 奈良朝日生命川口ビル3階	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和4年 8月1日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号		
永都 QOL Act	奈良県奈良市佐保台西町 47番地 2 アッレグロミック 1階	地域密着型通所介護	令和4年 8月1日
株式会社クリソプレーズ	奈良県奈良市西大寺栄町 3番58-1009号		

(令和4年9月9日揭示済)

奈良市告示第490号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月9日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		

名称	所在地	施設又は実施する事業の種類	指定年月日
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ケアプランセンター ここさ	奈良県奈良市三条栄町 4-7 ルミ エール三条 203	居宅介護支援事業 (介護計画作成)	令和4年 9月1日
あみまゆ合同会社	京都府木津川市城山台十丁目 26 番地 20		
ベストライフ奈良訪 問介護事業所	奈良県奈良市大森町 97-1	居宅 訪問介護	令和4年 9月1日
株式会社ベストライ フ西日本	大阪府堺市北区金岡町 3034 番地 21		
ベストライフ奈良居 宅介護支援事業所	奈良県奈良市大森町 97-1	居宅介護支援事業 (介護計画作成)	令和4年 9月1日
株式会社ベストライ フ西日本	大阪府堺市北区金岡町 3034 番地 21		
ケア 21 奈良新大宮	奈良県奈良市大宮町六丁目 2 番 地 14 舳香駅前ビル 2階 201 号室	居宅 訪問介護	令和4年 9月1日
株式会社ケア 21	大阪府大阪市北区堂島二丁目 2 番 2 号		
ケアサポート貴都	奈良県奈良市青山四丁目 3 番地 の 2	居宅 訪問介護	令和4年 9月1日
合同会社 necco	奈良県奈良市青山二丁目 1 番地 の 32		

(令和4年9月9日掲示済)

奈良市告示第 491 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
目的	<p>本会は、地域住民の親睦を図りながら次に掲げる事業を行い、良好な地域社会の維持及び形成に努め、もって、住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。</p> <p>(1) 会員相互の親睦のために必要な事項の決定及び実施</p> <p>(2) 会員の福利厚生推進のために必要な事項の決定及び実施</p> <p>(3) 区域内の快適な環境な維持・増進のために必要な事項の決定及び実施</p> <p>(4) 共同施設その他の資産の維持管理・運営に必要な事項の決定及び</p>	<p>この会は、こぶしが丘の居住者の相互親睦、福利厚生推進及び住宅地としての環境の維持、増進を目的とする。</p>

	実施 (5)本会の活動及び事業を維持するための会費の徴収並びに会計の管理 (6)その他、本会の目的達成に必要と認められる活動及び事業	
区域	奈良市都祁こぶしが丘 3906 番地の区域 (77、78、42 は除く)、3535 番地の区域及び 3912 番地の 2 から 4 の区域	奈良県奈良市都祁こぶしが丘 3906 番地の 1 から 75、3535 番地の 1 から 194 及び吐山町 3914 番地の 1 とする。
代表者の氏名 及び住所	國米 眞吾 奈良市都祁こぶしが丘 3535 番地の 62	山田 淳次 奈良市都祁こぶしが丘 3535 番地の 21

2 変更の年月日

令和4年4月1日

(令和4年9月9日揭示済)

奈良市告示第492号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

令和4年9月9日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市林小路町1番地1
申請者氏名	株式会社ビルド
道路の位置	奈良市三条桜町632番1の一部
道路の幅員	最大7.57m 最小6.00m
道路の延長	57.34m
指定年月日	令和4年9月9日
指定番号	第R0401号

(令和4年9月9日揭示済)

奈良市告示第493号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路を変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

令和4年9月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路
3・3・100号 西九条佐保線

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市西九条町二丁目、四丁目、杏町、八条一丁目、二丁目、大安寺二丁目、三丁目、大安寺西三丁目、恋の窪一丁目、二丁目、恋の窪東町、大森西町、三条桜町、三条栄町、三条添川町、大宮町三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、芝辻町二丁目、三丁目、四丁目及び法蓮町

3 縦覧場所

奈良市三条本町1番80号 JR新駅周辺整備推進課
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 都市整備部 都市計画課

4 縦覧期間

令和4年9月12日から令和4年9月26日まで
(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間)

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、案の種類、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部JR新駅周辺整備推進課に令和4年9月26日までに必着するように提出してください。

(令和4年9月12日揭示済)

奈良市告示第494号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年9月13日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年11月16日 奈良市指令整開 第21A-21号

令和4年8月15日 奈良市指令整開 第21A-21-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年9月13日 第1822号

公共施設 令和4年9月13日 第908号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園新田町2947番13、2947番63、3033番4、3033番13及び3033番14

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町482番地

KI地創株式会社 代表取締役 村上 治之

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市学園新田町2947番13の一部及び3033番14の一部

下水道：奈良市学園新田町2947番13の一部及び3033番14の一部

(令和4年9月13日揭示済)

奈良市告示第495号

下に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和4年9月15日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人 省略

(令和4年9月15日揭示済)

奈良市告示第496号

下に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令

第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和4年9月15日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人 省略

(令和4年9月15日掲示済)

奈良市告示第497号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第3項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者	令和4年10月1日から 令和5年1月31日まで	別紙のとおり

2 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 接種不適当者

- ア 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
- イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ウ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- エ 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- オ その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 接種要注意者

- ア 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する者
- イ 過去にけいれんの既往のある者
- ウ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- エ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する者
- オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(3) 料金

1,700円

※ ただし、生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付の受給世帯に属する者は、保護課で保護受給証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書の交付を受け、医療機関の窓口へ提出した場合は無料。

3 その他

不明な点については、健康医療部健康増進課に問い合わせること。

別紙省略

(令和4年9月15日揭示済)

奈良市告示第498号

令和4年奈良市告示第218号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

令和4年9月15日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

西浦 孝彦	西浦クリニック	三条本町7-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	---------	----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

西浦 孝彦	西浦クリニック	三条本町7-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	---------	----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に改める。

(令和4年9月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第37号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和4年9月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和4年9月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
北登美ヶ丘六丁目1233他	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
登美ヶ丘六丁目930番地23	②	分流	
古市町295-1	③	分流	
押熊町657番地6	④	分流	
七条西町二丁目916-2の一部他	⑤	分流	

位置図省略

(令和4年9月1日揭示済)

奈良市企業局告示第38号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により委託した収納事務の受託者が、次に掲げる事業者との提携を開始したので告示する。

令和4年9月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

委託した収納事務	水道料金等のコンビニエンスストア収納及びスマートフォン等を利用した電子決済にかかる事務	
受託者	株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	
受託者が提携を開始した事業者の名称及びその提携期間	株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目5番5号大手町タワー	令和4年9月1日から令和6年1月31日まで
	株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー	

(令和4年9月1日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第29号

令和4年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和4年9月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

50分の1の数 6,011人

6分の1の数 50,085人

3分の1の数 100,169人

(令和4年9月1日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第11号

奈良市農業委員会令和4年9月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和4年9月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和4年9月14日（水） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所北棟2階 202会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

- (5) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (6) 知事許可について

(令和4年9月7日揭示済)